

所管部課		健幸いきいき部 保険年金課	部長	川口 莊一	
件名		東大和市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則について			
		区分	○	1. 審議事項	2. 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市国民健康保険税条例			
	部課機関	納税課			
<p>1. 要旨</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免については、国からの財政支援措置を受け、令和2年度から令和4年度まで実施してきた。</p> <p>令和5年度においては、国からの財政支援措置はないが、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者等を支援する必要があることから、令和4年度の国基準と同様の基準に、市独自の要件（コロナ禍前の令和元年との収入比較）を加えた減免施策を実施するため、当該規則の一部を改正する。</p> <p>(1) 主な改正内容 新型コロナウイルス感染症に関する保険税減免の特例（特例減免）の対象となる保険税等を規定した付則等を一部改正する。</p> <p>(2) 施行日 公布の日（令和5年4月1日からの遡及適用）</p> <p>(3) 影響及び効果 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者の負担軽減を図ることができる。また、遡及適用により、減免範囲を拡充して実施することができる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年5月 文書課審査済。 令和5年7月 市報、国保だより及び市ホームページに概要を掲載（予定）。 					
3. 留意事項（問題点等）					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正の進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。